

議案第 37 号

白岡市勤労者体育センター条例等の一部を改正する条例

(白岡市勤労者体育センター条例の一部改正)

第 1 条 白岡市勤労者体育センター条例（平成元年白岡町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条を第 30 条とし、第 16 条の次に次の 13 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 17 条 市長は、体育センターの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に体育センターの管理に関する業務を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 18 条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第 2 条各号に掲げる業務

(2) 体育センターの施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第 3 条から第 6 条まで、第 8 条及び第 10 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の申請)

第 19 条 第 17 条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に、体育センターの管理運営に関する事業計画書その他市長が必要と認める書面を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定基準)

第 20 条 市長は、指定管理者を指定するときは、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 体育センターの管理を適正に実施できる見込みがあること。
- (2) 体育センターの利用者の平等な利用が確保されること。
- (3) 体育センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 体育センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) 管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いが確保できること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が体育センターの性質又は目的に応じて別に定める基準
(指定管理者の指定等)

第 2 1 条 市長は、第 1 9 条の規定による指定管理者の指定の申請があったときは、前条各号に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第 2 2 条 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理基準に関する事項
- (2) 管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、体育センターの管理の適正を期するため必要な事項

(事業報告書の作成及び提出)

第 2 3 条 指定管理者は、毎年度終了後 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項

(3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が体育センターの管理の適正を期するための指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することが困難であると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者が損失を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

3 第21条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止について準用する。

4 前条の規定は、指定管理者の指定を取り消した場合について準用する。この場合において、「毎年度終了後2月以内に」とあるのは、「その指定を取り消された日から起算して30日以内に」と読み替えるものとする。

(指定管理者による施設の現状変更)

第25条 指定管理者は、体育センターの施設の改修、増設等の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第27条 指定管理者は、その責めに帰すべき理由により、体育センターの施設（設備及び物品を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、

その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の決定）

第28条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に体育センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を得なければならない。

（利用料金の納付等）

第29条 利用者は、第14条の規定にかかわらず、第17条の規定により、体育センターの管理を指定管理者が行う場合は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 第15条の規定は、利用料金の減額又は免除について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 第16条の規定は、利用料金の還付について準用する。この場合において「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（白岡市市民テニスコート条例の一部改正）

第2条 白岡市市民テニスコート条例（平成元年白岡町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条を第27条とし、第13条の次に次の13条を加える。

（指定管理者による管理）

第14条 市長は、市民テニスコートの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民テニスコートの管理に関する業務を行

わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 15 条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市民テニスコートの施設等の利用に関する業務
- (2) 市民テニスコートの施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第 2 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の申請）

第 16 条 第 14 条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に、市民テニスコートの管理運営に関する事業計画書その他市長が必要と認める書面を添えて、市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定基準）

第 17 条 市長は、指定管理者を指定するときは、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 市民テニスコートの管理を適正に実施できる見込みがあること。
- (2) 市民テニスコートの利用者の平等な利用が確保されること。
- (3) 市民テニスコートの効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 市民テニスコートの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) 管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いが確保できること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が市民テニスコートの性質又は目的に応じて別に定める基準

(指定管理者の指定等)

第18条 市長は、第16条の規定による指定管理者の指定の申請があったときは、前条各号に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第19条 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理基準に関する事項
- (2) 管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民テニスコートの管理の適正を期するため必要な事項

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第21条 市長は、指定管理者が市民テニスコートの管理の適正を期するための指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することが困難であると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者が損失を受

けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

3 第18条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止について準用する。

4 前条の規定は、指定管理者の指定を取り消した場合について準用する。この場合において、「毎年度終了後2月以内に」とあるのは、「その指定を取り消された日から起算して30日以内に」と読み替えるものとする。

（指定管理者による施設の現状変更）

第22条 指定管理者は、市民テニスコートの施設の改修、増設等の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（指定管理者の原状回復義務）

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（指定管理者の損害賠償義務）

第24条 指定管理者は、その責めに帰すべき理由により、市民テニスコートの施設（設備及び物品を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の決定）

第25条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に市民テニスコートの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、指定管理者が第11条に定める金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を得なければならない。

(利用料金の納付等)

第26条 利用者は、第11条の規定にかかわらず、第14条の規定により、市民テニスコートの管理を指定管理者が行う場合は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 第12条の規定は、利用料金の減額又は免除について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 第13条の規定は、利用料金の還付について準用する。この場合において、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(白岡市都市公園条例の一部改正)

第3条 白岡市都市公園条例（平成25年白岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第36条を第49条とし、第35条を第48条とし、第34条の次に次の13条を加える。

(指定管理者による管理)

第35条 市長は、都市公園の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に都市公園の管理に関する業務を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第36条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公園施設等の利用等に関する業務
- (2) 公園施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第8条、第11条、第16条、第17条及び第19条から第21条までの規定の

適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の申請)

第37条 第35条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に、都市公園の管理運営に関する事業計画書その他市長が必要と認める書面を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定基準)

第38条 市長は、指定管理者を指定するときは、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 都市公園の管理を適正に実施できる見込みがあること。
- (2) 都市公園の利用者の平等な利用が確保されること。
- (3) 都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 都市公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) 管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いが確保できること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が都市公園の性質又は目的に応じて別に定める基準

(指定管理者の指定等)

第39条 市長は、第37条の規定による指定管理者の指定の申請があったときは、前条各号に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第40条 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理基準に関する事項

- (2) 管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理の適正を期するため必要な事項

(事業報告書の作成及び提出)

第41条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第42条 市長は、指定管理者が都市公園の管理の適正を期するための指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することが困難であると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者が損失を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

3 第39条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止について準用する。

4 前条の規定は、指定管理者の指定を取り消した場合について準用する。この場合において、「毎年度終了後2月以内に」とあるのは、「その指定を取り消された日から起算して30日以内に」と読み替えるものとする。

(指定管理者による施設の現状変更)

第43条 指定管理者は、公園施設の改修、増設等の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第 4 4 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（指定管理者の損害賠償義務）

第 4 5 条 指定管理者は、その責めに帰すべき理由により、公園施設（設備及び物品を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の決定）

第 4 6 条 市長は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者に都市公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、指定管理者が別表第 3 に定める金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を得なければならない。

（利用料金の納付等）

第 4 7 条 使用者は、第 2 2 条の規定にかかわらず、第 3 5 条の規定により、都市公園の管理を指定管理者が行う場合は、前条第 2 項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 第 2 3 条の規定は、利用料金の減額又は免除について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 第 2 4 条の規定は、利用料金の還付について準用する。この場合において「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の白岡市勤労者体育センター条例（以下「改正後のセンター条例」という。）第17条、第2条の規定による改正後の白岡市市民テニスコート条例（以下「改正後のテニスコート条例」という。）第14条及び第3条の規定による改正後の白岡市都市公園条例（以下「改正後の公園条例」という。）第35条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後のセンター条例第19条から第22条まで、改正後のテニスコート条例第16条から第19条まで及び改正後の公園条例第37条から第40条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 指定管理者に白岡市勤労者体育センター、白岡市市民テニスコート又は都市公園の管理を行わせるときは、施行日前に第1条の規定による改正前の白岡市勤労者体育センター条例、第2条の規定による改正前の白岡市市民テニスコート条例及び第3条の規定による改正前の白岡市都市公園条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用等に係るものに限る。）又は市長に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における改正後のセンター条例、改正後のテニスコート条例及び改正後の公園条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

令和7年6月11日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

白岡市勤労者体育センター、白岡市市民テニスコート及び白岡市総合運

動公園に指定管理者による管理を導入することに伴い、関係条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。